

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年11月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800054 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1800017 号

第 1 結論

昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚を機に、昭和 63 年 2 月頃、元夫と一緒に A 市役所において二人の国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料について、同市役所の職員から、元夫の分は加入手続時から 2 年前までしか遡れないが、私の分は B 社退社後の昭和 61 年 8 月以降の分が全てきれいになると言われたので、当該職員の指示どおりに、保険料を同市役所の窓口か近隣の金融機関において納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、結婚を機に、昭和 63 年 2 月頃、元夫と一緒に A 市役所に行き、二人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、昭和 63 年 1 月ないし同年 2 月頃と推認でき、請求者の主張する時期と一致している。

また、請求者は、国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料について、A 市役所の職員から、B 社退社後の昭和 61 年 8 月以降の分が全てきれいになると言われたので、当該職員の指示どおりに、保険料を同市役所の窓口か近隣の金融機関において納付したと主張しているところ、前述の請求者の加入手続時点において、請求期間の保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、請求者は、請求期間以降に国民年金保険料の未納期間はなく、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続等についても適切に行っており、請求者は、年金への関心や保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

加えて、請求期間は 3 か月と短期間であり、国民年金保険料の納付意欲が高かった請求者が、

請求期間の保険料を過年度納付していたと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800053 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800035 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 3 月 31 日から昭和 45 年 10 月 21 日まで

厚生年金保険の記録によると、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間中も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

同僚から提出のあった A 社の社員録及び複数の同僚の回答から、請求者が請求期間において渉外員として同社に継続して勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、B 社は、請求期間における厚生年金保険の取扱い等については、当時の資料がなく不明である旨回答していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において、請求者と同様に昭和 44 年 1 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年 3 月 31 日に同資格を喪失している者が請求者を含め 61 名確認できるところ、そのうち、同社の昭和 43 年分及び昭和 44 年分社員録において渉外員であることが確認できる 52 名は、いずれもオンライン記録において、請求期間の被保険者記録が確認できない上、連絡先の判明した複数の者に照会を行ったが、請求期間に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られない。

さらに、上記の渉外員 52 名のうち、請求者と同様に、A 社において昭和 50 年以前に被保険者資格を再取得している者は、請求者を含め 3 名確認できるが、いずれも昭和 50 年分社員録において、渉外員ではなく社員であることが確認できる。

加えて、C 企業年金基金から提出された請求者の A 社に係る厚生年金基金加入員資格取得届 (写) によると、請求者の資格取得日は昭和 45 年 10 月 21 日となっており、厚生年金保険における請求期間後の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。